

# AUBE FOR ONE 会員細則

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本細則は、AUBE FOR ONE 会員規約（以下「規約」という）に定める事項のうち、会員種別、諸費用、各種手続、施設利用の詳細ルール等、運営上必要な事項を定めるものとします。

### 第2条 (適用)

本細則は、規約に基づき当サロンと契約を締結した会員および規約に基づき利用を認められた非会員に適用するものとします。

### 第3条 (改定・告知)

本細則は、当サロンが必要と判断したときに改定できるものとします。また、告知方法は規約第22条に定める方法によるものとします。

## 第2章 会員種別・利用範囲

### 第4条 (会員種別)

会員種別、各種資格要件、利用可能時間、利用可能エリア、予約可否、同時予約枠等は【別紙1：会員種別・料金表一覧】に定めるものとします。

### 第5条 (その他施設利用の基本)

1. 利用可能エリアは会員種別により異なるものとします。
2. 施設内での指示・注意事項はスタッフの案内に従うものとします。

## 第3章 諸費用・支払・返金

### 第6条 (諸費用の種類)

諸費用は【別紙1】に定めるものとします（入会金、施設管理料、月会費、オプション代、休会費、その他）。

### 第7条 (支払方法・支払期日)

1. 支払方法（口座振替／クレジット決済／現金等）および支払期日は【別紙2：支払方法・締日】に定めるものとします。
2. 支払方法の設定が未完了、または会員の責により支払不能となった場合の取扱い（督促、利用制限等）は本細則に従うものとします。

### 第8条 (返金)

1. 既納の諸費用は、法令の定めまたは当サロンが認める理由がある場合を除き返還しないものとします。
2. 当サロンが返金を認める場合の条件（対象費目、返金方法、手数料の有無、返金時期等）は、当サロンが事案ごとに合理的な範囲で判断し、会員に通知のうえ定めるものとします。

## 第4章 入会・登録情報・本人確認

### 第9条 (入会手続)

入会を希望する者は、当サロンが指定する所定のWEB手続（以下「WEB手続」という）により入会申込みを行い、当サロンが定める必要事項を登録のうえ、当サロンの承認をもって入会するものとします。

### 第10条 (届出内容の変更)

会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、支払方法その他当サロンに届け出た事項に変更が生じた場合、会員本人が当サロンが指定する所定のWEB手続に従い、速やかに変更手続を行うものとします。なお、変更手続の未了または遅延により会員に不利益が生じた場合であっても、当サロンは責任を負わないものとします。

## 第5章 予約・キャンセル・遅刻・無断キャンセル

### 第11条（予約）

1. 予約対象プログラム、予約方法（WEB／店頭）、予約枠、同時予約数、キャンセル待ちの有無は【別紙3：予約・キャンセルポリシー】に定めるものとします。
2. 当サロンは、安全確保および円滑な運営のため必要と判断した場合、予約に関する取扱い（予約枠、同時予約数、受付方法、参加条件、人数制限、受付停止等）を随時変更できるものとし、当サロン所定の方法により告知するものとします。

### 第12条（キャンセル）

1. キャンセル期限、キャンセル方法は【別紙3：予約・キャンセルポリシー】に定めるものとします。
2. 無断キャンセル・直前キャンセルの取扱いは【別紙3】に定めるものとします。

### 第13条（遅刻・途中入場・途中退室）

安全確保の観点から、開始後の入場可否、途中退室時の注意事項は【別紙3】に定めるものとします。

## 第6章 休会・退会・契約変更

### 第14条（休会）

1. 休会の申請方法、締日、適用開始月、休会費、復会手続は【別紙2】に定めるものとします。
2. 未納がある場合は完納を要するものとします。

### 第15条（退会）

1. 退会の申請方法、締日、最終利用日、返却物等は【別紙2】に定めるものとします。
2. 未納がある場合は完納を要するものとします。

### 第16条（会員種別変更）

会員種別変更の申請方法、締日、適用開始月は【別紙2】に定めるものとします。

## 第7章 会員権の譲渡・名義変更

### 第17条（例外として認める譲渡の範囲）

1. 会員たる地位は、原則として相続、譲渡、貸与、名義変更その他これらに類する行為をすることができないものとします。
2. 前項にかかわらず、会員本人が退会した後、当サロンが承認した場合に限り、当該退会者は、第三者1名に対して、入会金の支払を要しない入会の権利（以下「譲渡権」という）を譲渡することができるものとします。
3. 譲渡権は、退会日から1か月以内に限り行使できるものとし、これを経過した場合は消滅します。
4. 譲渡権は、会員契約そのものの譲渡ではなく、譲受人が当サロンの定める入会手続を行い、当サロンが入会を承認したときに限り有効となるものとします。
5. 譲受人は、会員種別の選択、入会資格の充足、本人確認、諸費用の支払その他の条件について、当サロンが指定する所定の手続を行い、当サロンの定めに従うものとします。
6. 譲渡権により免除されるのは入会金のみとし、事務手数料、登録料、月会費、チケット代その他の諸費用は免除されないものとします。
7. 譲渡権は、現金化、転売、反復継続して第三者に移転する行為、名義貸し、分割譲渡その他当サロンが不適切と判断する方法により譲渡することはできないものとします。
8. 当サロンは、運営上必要と判断した場合、譲渡権の承認を行わないことができ、また譲渡権の取扱いを変更または終了することができるものとします。

### 第18条（譲渡の手続）

1. 第17条第2項に基づき譲渡権の譲渡を希望する退会者は、当サロンが定める申請方法により譲渡申請を行い、当サロンの承認を得なければならないものとします。
2. 譲受人は、当サロンが指定する所定の入会手続に従い申込みを行い、当サロンが求める本人確認その他必要な手続を完了しなければならないものとします。
3. 当サロンが譲受人の入会を承認した時点で、譲渡権は行使されたものとします。
4. 譲受人の入会が承認されない場合であっても、当サロンはその理由を開示する義務を負わないものとします。
5. 譲渡申請または入会手続において虚偽申告、不正利用、転売等が判明した場合、当サロンは承認の取消し、入会の拒否、または規約に基づく措置を講ずることができるものとします。

## 第8章 館内ルール・マナー・安全

### 第19条 (服装・持込)

1. 会員は、施設内の服装、履物、持込可能な物品および禁止物その他施設利用に関するマナー・ルールについて、当サロンが館内掲示その他当サロン所定の方法により表示または通知する内容に従うものとします。
2. 会員が前項に反する場合、当サロンは安全確保および円滑な運営のため、注意、利用の中止、退場その他必要な措置を講ずることができるものとします。
3. 貴重品は会員が自己管理するものとします。

### 第20条 (安全配慮・利用制限)

規約第17条(利用制限・停止事由)に該当するおそれがある場合、当サロンは安全上必要な措置(受講制限、医師確認、利用停止等)を求めることができるものとします。

### 第21条 (撮影)

1. 施設内における撮影は、本条第2項に定める事項を遵守することを条件として、原則として認めます。ただし、ロッカー内(更衣室を含む)およびレッスン中の撮影は、理由の如何を問わず禁止するものとします。
2. 会員は、撮影にあたり、次の各号を遵守するものとします。
  - (1) 他の会員または第三者が特定できる形で撮影・録音し、またはSNS等へ掲載すること(事前に当該本人の同意を得た場合を除く)
  - (2) 当サロンの運営を妨げ、または他の会員の迷惑となる態様で撮影すること(長時間の占有、機材の設置、フラッシュ使用、大声での会話等を含む)
  - (3) 当サロンの許可なく、営利目的・商用目的で撮影し、または撮影物を利用すること
  - (4) その他、当サロンが不適切と判断する撮影行為
3. 当サロンは、安全確保および円滑な運営のため必要と判断した場合、撮影の中止、撮影データの削除要請、退場、施設利用の停止その他必要な措置を講ずることができるものとします。
4. 当サロンは、施設の運営、品質管理、事故・トラブル対応、記録、ならびに広報・販促(ホームページ、SNS、印刷物等)を目的として、スタッフまたは当サロンが委託する事業者により施設内の撮影を行うことがあります。この場合、当サロンは、会員のプライバシーに配慮し、会員が特定できる形で撮影・掲載する際は、原則として事前に本人の同意を得るものとします。

## 第9章 駐車場サポート

### 第22条 (対象)

駐車場サポートの対象・条件・対象駐車場その他の取扱いは、当サロンが運営上必要に応じて定め、館内掲示その他当サロン所定の方法により表示または通知するものとします。

## 第10章 ロッカー・レンタル・オプション

### 第23条 (ロッカーの利用)

1. 当サロンの更衣室ロッカーは、全会員が利用できるものとします。
2. 更衣室ロッカーは、利用の都度使用するものとし、専用利用(占有利用)および月契約は設けません。
3. 会員は、自己の責任においてロッカーの施錠等を行い、貴重品を含む持込物を管理するものとします。
4. ロッカー内に物品を放置した場合の取扱いは、規約(忘れ物・放置物)および細則第11章に従うものとします。

### 第24条 (レンタル品・オプション)

1. レンタル品および貸ロッカー(保管ロッカー)はオプションとして提供します。
2. レンタル品および貸ロッカーの内容、料金、申込方法、利用条件、解約その他の取扱いは、当サロンが定め、申込時にWEB手続(マイページ、申込画面等)または書面その他当サロン所定の方法により表示または通知するものとします。
3. 当サロンは、運営上必要と判断した場合、前項の取扱いを変更または終了することがあります。

## 第11章 遺失物・放置物

### 第25条 (保管・処分)

忘れ物・放置物は一定期間保管後、法令および当サロンの定める方法に従い処分できるものとします。貴重品その他法令上必要な物品は、法令に従い取り扱います。

## 第12章 タトゥー同意書・利用条件

### 第26条（同意書）

ファッションタトゥー等を有する会員で、当サロンが例外的に利用を認める場合は【別紙4：ファッションタトゥーに関する同意書】に同意するものとします。

## 第13章 ビジター利用（会員以外）

### 第27条（ビジター利用条件）

1. 当サロンは、会員以外の者（以下「ビジター」という）に対し、当サロンが定める条件により施設の利用を認めることがあります。
2. ビジター利用の可否、利用可能な日時・範囲、利用料金、申込方法、本人確認の方法、同伴要否、利用回数の制限、ならびにその他必要な条件は、当サロンが運営上必要に応じて定め、当サロン所定の方法により表示または通知するものとします。
3. ビジターは、規約および当サロンが施設内に掲示する館内マナーその他の指示を遵守するものとし、当サロンは、ビジターがこれらに違反した場合または運営上必要と判断した場合、利用を拒否し、または利用を中止させることができるものとします。
4. ビジターの利用に関して発生した事故、盗難、紛失その他の損害については、規約の定めを準用するものとします。

## 第14章 カスタマーハラスメント等への対応

### 第28条（定義）

当サロンは、会員その他利用者の言動であって、要求内容またはその手段・態様が社会通念上相当な範囲を超え、スタッフの就労環境または他の利用者の安全・快適な利用を害するおそれがあるものを、カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という）として取り扱います。

### 第29条（禁止）

会員その他利用者は、次の各号に掲げる行為（これらに限られません）をしてはなりません。

- （1）暴言、威嚇、脅迫、強要、侮辱、差別的言動、土下座の要求等
- （2）長時間の拘束、執拗な要求、同一内容の反復、過度な謝罪要求等
- （3）SNS、インターネット等を用いた誹謗中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害等
- （4）スタッフまたは他の利用者のプライバシー侵害、つきまとい、連絡先要求等
- （5）その他、当サロンがカスハラに該当すると判断する行為

### 第30条（当サロンの措置）

当サロンは、カスハラに該当する行為があった場合またはそのおそれがあると判断した場合、事案に応じて次の措置を講ずることができるものとします。

- （1）注意・警告、中止要請
- （2）退場の要請、施設利用の一時停止
- （3）予約・申込みの制限、サービス提供の中止
- （4）規約に基づく契約の解約その他必要な措置

### 第31条（外部機関連携）

当サロンは、前条の対応にあたり、必要に応じて警察、弁護士その他の関係機関と連携できるものとします。

### 第32条（証拠保全）

当サロンは、施設の安全確保、紛争対応、再発防止その他運営上必要な範囲で、法令に従い、録音、録画、防犯カメラ映像の保存その他の方法により証拠を保全できるものとします。

## 付則

1. 本細則は2026年4月6日より施行する。
2. 別表・別紙は当サロンが定め、必要に応じて更新する。